

宮城県中小企業等事業再構築支援補助金 申請の手引き

【国の「事業再構築補助金」への上乗せ補助】

申請受付期間：令和5年6月30日(金)～令和5年11月30日(木)
(電子メール:当日受信有効, 郵送:当日消印有効)
※1事業者が複数の申請をすることはできません。

宮城県中小企業等事業再構築支援補助金事務局

電話番号:022-797-3511

目 次

1 事業の目的	1ページ
2 補助対象者	1ページ
3 補助対象事業及び補助対象経費	1ページ
4 補助率及び補助上限額	2ページ
5 補助金交付までの流れ	3ページ
6 申請方法	4ページ
7 提出書類	4ページ
8 補助事業者の義務	5ページ
9 申請にあたっての注意点	6ページ

【問合せ先】

宮城県中小企業等事業再構築支援補助金事務局

※午前10時から午後6時まで(土日・祝日を除く)

電話番号:022-797-3511

e-mail:info@miyagi-chusho-saikochiku.jp

1 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって業況が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている県内の中小企業・小規模事業者等が、本事業の活用により持続可能な経営形態への転換など事業の再構築を図ることを目的としています。

2 補助対象者

補助対象者は、次の(1)から(3)に加え、(4)又は(5)の要件を満たす中小企業・小規模事業者等とします。

- (1) 県内に本店を有する法人又は県内に住所を有する個人事業主。
- (2) 申請者又はその法人の役員が、暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員ではなく、暴力団員又は暴力団員等との関係を有せず、暴力団員又は暴力団員等から出資等資金提供を受けていない事業者。
- (3) 県税に未納がない事業者。(新型コロナウイルス感染症の影響により、徴収猶予の特例を受けている場合を除く)
- (4) 国が令和2年度第3次補正予算及び令和3年度補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業(以下、「国の事業再構築補助金」という。)の交付決定を受け、令和5年2月10日までに事業を完了した事業者。
<国の「事業再構築補助金」>
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html
- (5) 国の事業再構築補助金の交付決定を受け、令和5年2月10日までに事業が完了していない事業者のうち、国から交付決定を受けた事業計画において、令和5年2月10日までに事業完了予定としており、かつ、事業を完了することができなかった原因が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものである事業者

【補助の対象とならない事業者】

- ・ 国の「事業再構築補助金」においてみなし大企業又は中堅企業等に該当する事業者

3 補助対象事業及び補助対象経費

補助対象事業 国の「事業再構築補助金」で実施する事業で、補助率が3分の2を超えない事業となります。具体的には、「通常枠」、「卒業枠」、「大規模賃金引き上げ枠」及び「グリーン成長枠」の募集枠で採択された事業が補助対象となります。

補助対象経費 国の「事業再構築補助金」の補助対象となった経費と同じです。

4 補助率及び補助上限額

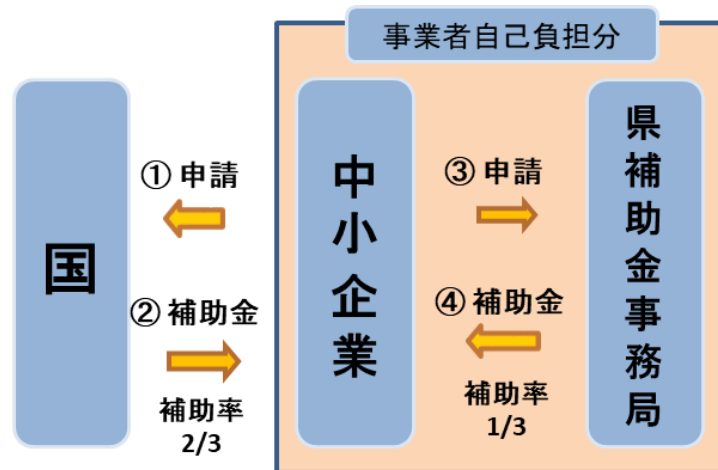
補助率 事業者の自己負担分の3分の1以内

(国の「事業再構築補助金」の補助対象経費の9分の1以内)

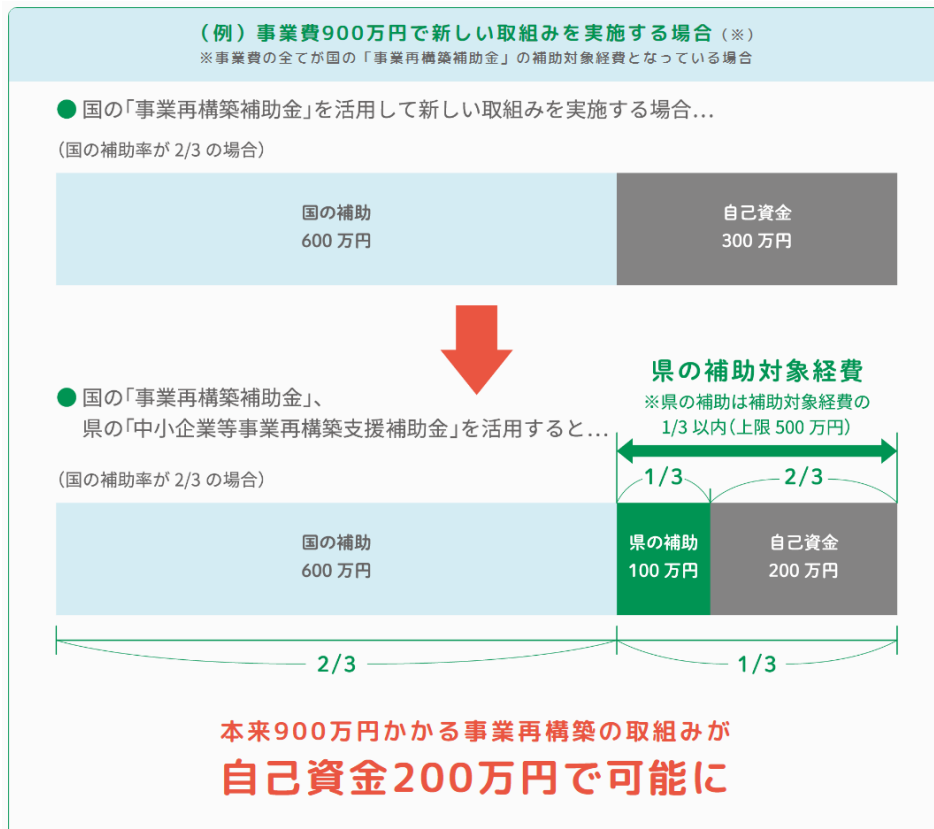
※国の補助対象経費に該当しない事業者負担分は、補助対象経費になりません。

補助金額 上限500万円

【事業スキーム】



【補助イメージ】



6 申請方法

(1) 申請方法

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、原則として電子メール又は郵送での受付とします。

(2) 申請期限

令和5年11月30日(木) 電子メール: 当日受信有効, 郵送: 当日消印有効

※ただし、予算上限に達する見込みとなった場合は、受付を終了する場合があります。

(3) 提出先

■電子メールの場合

提出書類を下記宛てにお送り願います。

なお、件名は、「上乘せ補助(申請者名を記載)」としてお送り願います。

<電子メールアドレス>

e-mail: info@miyagi-chusho-saikochiku.jp

■郵送の場合

提出書類を下記宛てにお送り願います。

<送付先住所>

〒980-6009 仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル9F

(株式会社エス・ブイ・シーホールディングス内)

宮城県中小企業等事業再構築支援補助金事務局 宛て

7 提出書類

(1) 補助金交付申請時の提出書類について

- ・ 宮城県中小企業等事業再構築支援補助金(上乘せ分)交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ・ 国の「事業再構築補助金」に係る以下の書類の写し
 - ①交付決定通知書及び事業計画書等
 - ②額の確定通知書及び実績報告書等
 - ③事故等報告書及び承認通知書(③は令和5年2月10日までに、国補助金を受けた事業が完了していない事業者のみ提出)
- ・ 事業主体の概要がわかる資料(会社案内, パンフレット等)
- ・ 納税証明書
 - ※ 全ての県税(宮城県)において未納がないことを証するもの
 - ※ 交付申請日から3か月以内に発行されているものに限る
- ・ 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)

- ・ 役員等に関する事項(様式第2号－別紙)
- ・ 事業期間延長理由書(様式第2号の1)
(令和5年2月10日までに、国補助金を受けた事業が完了していない事業者のみ提出)
- ・ 法人の場合, 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
※ 交付申請日から6か月以内に発行されているものに限る
- ・ 個人の場合, 住民票抄本
※ 交付申請日から6か月以内に発行されているものに限る
- ・ 口座振込依頼書及び通帳等の写し
- ・ 宮城県中小企業等事業再構築支援補助金(上乘せ分)算出シート
- ・ その他事務局が必要と認める書類

(2) 指定様式について

提出に必要な指定様式は、県補助金事務局のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

<県補助金事務局ホームページ>

URL:<https://miyagi-chusho-saikochiku.jp/>

ダウンロードができない場合は、宮城県経済商工観光部中小企業支援室(県庁14階)又は宮城県の各地方振興事務所(県合同庁舎内)で配布しております。

8 補助事業者の義務

補助金事業者は、以下の条件等を守らなければなりません。

- (1) 補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産(取得財産等)は、補助金交付の目的等に従い、適正に管理してください。
- (2) 所得財産等の処分について国から承認を受けた場合は、補助金財産処分承認申請書を県補助金事務局に提出し、承認を受けてください。
- (3) 補助事業年度の終了後5年以内に、補助事業の実施結果により収益が生じた場合は、すみやかに県補助金事務局に報告してください。
- (4) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしてください。
- (5) 補助事業者は、補助事業経費に係る帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、県補助金事務局の要求があった時はいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (6) 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後、その内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げの場合は、補助金交付申請取下届出書を県補助金事務局に提出しなければなりません。
- (7) 補助事業完了後、必要に応じて補助金の使途、経理内容等を確認するため現地調査を行います。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに必ず

従わなければなりません。

9 申請にあたっての注意点

本補助事業に係る注意点を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいた上での申請をお願いいたします。

(1) 本補助事業は国の「事業再構築補助金」による補助事業の完了が必要です。

本補助事業は、国の「事業再構築補助金」に採択され、補助率が3分の2を超えない事業を実施し、事業完了となった事業者を補助対象としています。このため、国の「事業再構築補助金」の額の確定通知を受けていることが交付申請の条件となります。

<国の「事業再構築補助金」>

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

(2) 本補助事業は、補助金交付申請書と実績報告書を兼ねています。

通常、補助事業の終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに提出しなければなりません。本補助事業は国の「事業再構築補助金」により実施された事業に対し補助をします。補助金交付申請書と実績報告書を兼ねています。

ただし、補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった後に、必要に応じて行う現地調査の結果により、事業完了が確認できなかった場合は、補助金の交付対象にはなりません。

(3) 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

取得財産のうち、単価50万円(税抜き)以上の機械等の財産又は効用の増加した財産(処分制限財産)は、処分制限期間内に取得財産を処分(①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等)しようとするときは、事前に県補助金事務局の承認を受けなければなりません。

財産処分する場合、残存簿価相当額又は時価(譲渡額)により、当該処分財産に係る補助金額を限度に納付しなければなりません。

(4) 本補助事業を実施する際は、法令や規則を遵守願います。

本補助事業により上乗せ補助の実施対象としている国の「事業再構築補助金」は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)」に基づき実施されます。補助金適正化法においては、補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令(加算金の徴収を含む)、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。また、本補助事業は、「補助

金等交付規則(昭和51年3月31日 宮城県規則第36号)」に基づき実施します。補助金交付申請書等の内容に虚偽がある場合や、法令や規則に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。

なお、補助金は経理上、支払い額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

(5) その他

申請者は、本手引き、補助金交付規程等に記載のない細部については、県補助金事務局からの指示に従うものとします。